

唐津宿泊促進キャンペーン「マジ割」参加募集要領

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込みが続く観光産業の回復へ向け、観光宿泊客の誘客と市内観光消費の喚起のために唐津市旅館協同組合が行う宿泊促進キャンペーン「マジ割」に参加する事業者を募集します。

なお、今回のキャンペーンに参加するうえで、新型コロナウイルス感染症対策の徹底がなされていることが参加申し込みの前提条件となります。

1 マジ割キャンペーンについて

実施期間 令和2年8月16日（日）から令和2年11月1日（日）まで

※宿泊利用は令和2年10月31日（土）宿泊分までとします。

宿泊予約期間 令和2年8月8日（土）から令和2年10月24日（土）まで

※ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により実施時期が変動する場合があります。

2 募集内容について

○宿泊

次の内容の全てが実施可能な市内宿泊施設を募集します。

（1）通常価格の半額で泊まれる定額特価プラン（1泊朝食付もしくは素泊まり）の造成、販売

・プランの内容は次のとおり（販売プランは、複数でも可）

プランA	10,000円/泊（税込） （割引前20,000円相当） ※小学生は半額	割引額 10,000円	連泊での利用 も可
プランB	5,000円/泊（税込） （割引前10,000円相当） ※小学生は半額	割引額 5,000円	
プランC	2,500円/泊（税込） （割引前5,000円相当） ※小学生は半額	割引額 2,500円	

・対象者は唐津市民を含む九州7県の県民（沖縄県を除く）

・令和2年8月8日（土）以降に販売され、新たに予約されたものが対象

- ・プラン代金は、中学生以上の価格設定とし、小学生は半額
- ・小学生以下の対応の可否については、申込書に記載
- ・幼児については原則、無料とし、ベッドメイクや朝食が必要となる際には差額代金の設定が可能（各宿泊施設の規定による）
- ・新たに造成されるプラン代金に、特産品などの特典を含めた価格設定を行うことは可能 ※通常代金との差額調整等への考慮
- ・部屋タイプによっては、利用人数の条件付きプランを造成することも可能とするが、1人あたり1泊のプラン代金は必ずプランAからプランC代金での設定が条件

※現時点で公表されている条件下において、国のGo To トラベル事業との併用は可（唐津宿泊促進キャンペーンを利用した後、Go To トラベル事業の還付を申請する場合に限る。国の詳細条件の決定によっては変更となる可能性あり）

（2）共通特典：半額割引券の配布

- ・プランA～Cの利用者に市内で使える半額割引券を配布する。
- ・半額割引券は、チェックイン時に宿泊利用者へ配布する。
- ・半額割引券は、唐津市旅館協同組合が発行し、予約状況に応じて各宿泊施設へ事前に配布する。

（3）市民限定特典：夕食用食事券の発行及び配布

- ・プランA、プランBを利用した唐津市民に対して、宿泊した当日に宿泊した施設で夕食に使える5,000円分の食事券を配布する。
- ・食事券は、飲食での利用を可能とする。
- ・食事券は、各施設で発行を行い、利用者に記名してもらうなど、利用されたことが確認できる書類を清算確認資料として準備すること。

○飲食、土産、体験プログラム

飲食店、土産物取扱店、体験プログラムの利用時に、1,000円毎の料金の支払に対して利用できる半額割引券の取り扱い店舗を募集します。

- ・割引内容 ※清算の流れは別添フローを参照

飲食用	1人あたり割引額 3,000円（500円券×6枚）
土産・体験プログラム用	1人あたり割引額 2,000円（500円券×4枚）

3 応募要件について

○宿泊施設

・唐津市内に所在する施設で旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた宿泊事業者。ただし、修学旅行生を受け入れる民泊受入家庭並びにキャンプ場管理事業者及び国又は地方公共団体が直接運営する施設（指定管理施設は対象）は除く。

・新型コロナウイルスの感染対策防止が徹底されていること。申込書の提出時に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを提出すること。

・検温、本人確認100%、三密対策、保険福祉事務所との連絡体制、厚生労働省が開発した接触確認アプリ（COCOA）の利用促進

○飲食店

・唐津市内の事業者で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けた飲食店等であること。ただし、飲食業等の許可を受けている事業所であっても、明らかに飲食店等本事業による補助対象以外の業種を主な業種としている事業所と、全国や九州全域に展開している外食チェーン店、国又は地方公共団体の直営施設は除く。

ただし、今回のキャンペーンの参加対象となった宿泊施設に併設されている飲食店については、上記に該当していた場合であっても対象とする。

・新型コロナウイルスの感染対策防止が徹底されていること。申込書の提出時に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを提出すること。

○土産物取扱店

唐津市内の中小企業者、小規模事業者が運営する店舗のうち、特産品、民芸品、伝統工芸品など市内で製造された土産物、または農産物や海産物、または唐津を代表する観光名所・祭事・キャラクターなどをモチーフとした土産物の販売されている店舗であること。ただし、国又は県の直営施設は除く。

・今回のキャンペーンに参加する宿泊施設内に併設されている土産取扱店については、上記に限らず対象とする。

・新型コロナウイルスの感染対策防止が徹底されていること。申込書の提出時に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを提出すること。

○体験プログラム事業者

唐津観光協会ホームページの体験プログラムのページで紹介されている体験プラン、または観光客向けの有料プログラムとして提供されている体験プランを取り扱う市内の事業者や団体などであること。

また、今回のキャンペーンをきっかけとして、新たに事業を始められ、市内の文化や自然を体験できる活動などを観光客向けに有料でプログラム化された体験プランを提供される者も対象とする。

その他、唐津市内の事業者や団体が所有する施設や設備を利用して行う活動を観光客向けにプログラム化し、有料の体験プランとして提供される者などについては、唐津市旅館協同組合が認めた事業者であること。

・新型コロナウイルスの感染対策防止が徹底されていること。申込書の提出時に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを提出すること。

○その他の条件

・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号から5号、第5項から第10項、第13項第2号に規定する営業を行っていない事業者

・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていない事業者

・「唐津市暴力団排除条例」（平成24年3月27日唐津市条例第4号）を遵守する事業者

4 補助内容について

○宿泊

- ・キャンペーン期間中に販売され、利用された定額宿泊プランの割引額
- ・市民を対象とした食事券の利用額（※プランA、Bのみ）

○飲食、土産、体験プログラム

- ・キャンペーン期間中に利用された割引券の利用額

5 申込に関する留意事項

- ・キャンペーン期間中又は期間終了後に唐津市旅館協同組合から依頼されたアンケートの調査に協力すること。

6 申込期間

申込方法	申込期間	申込先
郵送	7月27日（月）から 9月30日（水）まで	唐津市旅館協同組合（連絡先は下記）
持参	7月31日（金）から 9月30日（水）まで	（一社）唐津観光協会（連絡先は下記）

7 申込書類について

○宿泊

提出書類

- （1）申込書
- （2）新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト
- （3）旅館業営業許可証の写し

申込方法 郵送または持参

○飲食

提出書類

- （1）申込書
- （2）新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト
- （3）飲食業等営業許可証の写し

申込方法 郵送または持参

○土産、体験プログラム

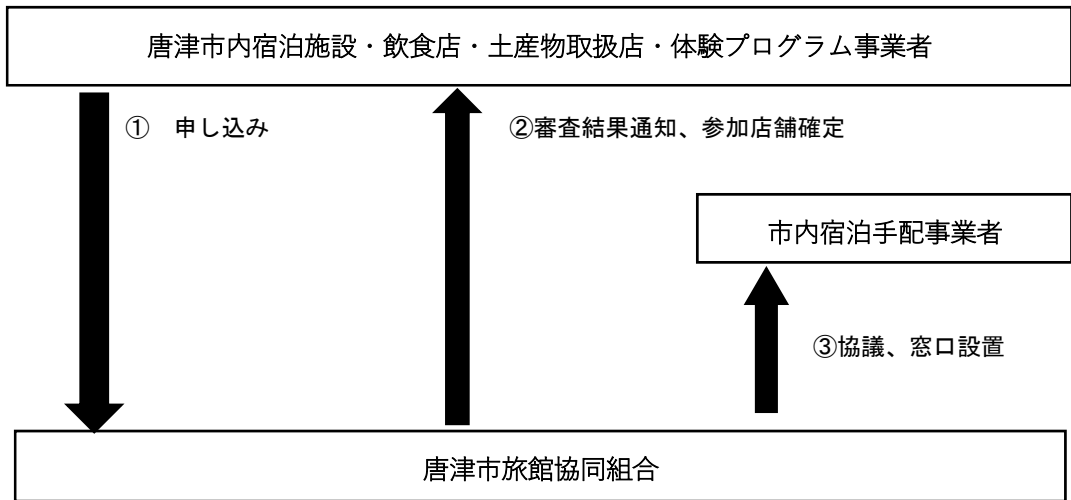
提出書類

- （1）申込書
- （2）新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト
- （3）パンフレット等（※体験プログラム）

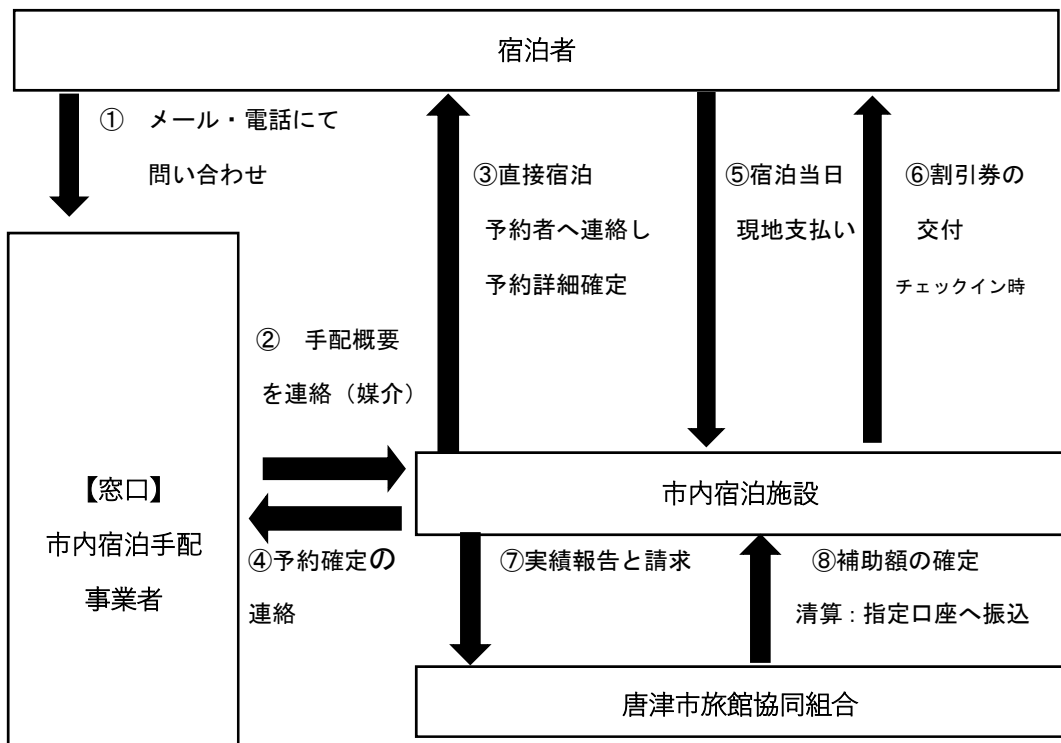
申込方法 郵送または持参

唐津宿泊促進キャンペーンの流れ

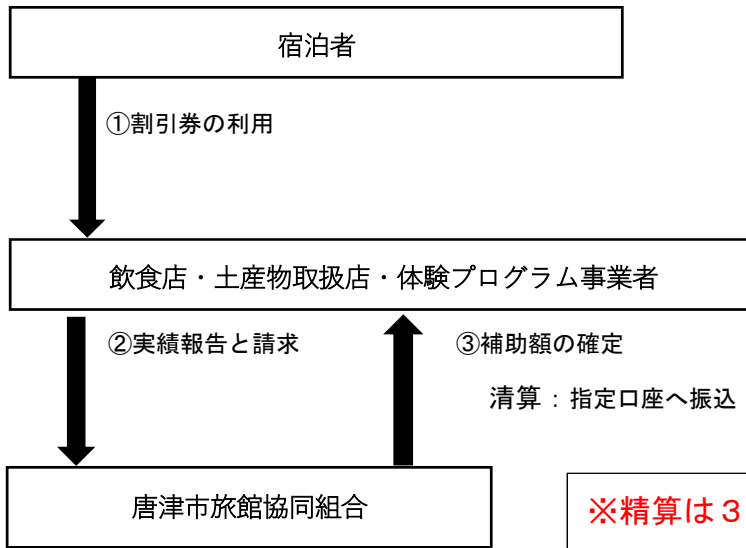
(申し込みから確定まで)



(宿泊施設:宿泊者の予約から補助金支払いまで)



(飲食店・土産物取扱店・体験プログラム:利用から補助金支払いまで)



※精算は3回を予定しています。

月末締め

翌日10日まで旅館組合まで報告

翌月20日支払い

※振込手数料は事業者負担

9 お問い合わせ先

○宿泊

唐津市旅館協同組合

〒847-0041 唐津市千代田町2109-113

電話 0955-72-2015

FAX 0955-74-1081

メール info@karatsu-yado.com

○飲食・土産・体験プログラム

(一社)唐津観光協会

〒847-0816 唐津市新興町2935-1 (JR唐津駅構内)

電話 0955-74-3355 か 0955-74-3611

FAX 0955-74-3365

メール info@karatsu-kankou.jp